

公共工事設計労務単価等に係る特例措置について

令和 6年 3月

日向市は、国が決定・公表した令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等（以下「新単価」という。）について、国及び県と同様に特例措置を行います。

これに伴い、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務委託等のうち、令和5年3月から適用している公共工事設計労務単価等（以下「旧単価」という。）を適用して予定価格を積算しているものについては、日向市工事請負契約約款第62条、日向市土木設計業務等委託契約約款第59条及び日向市業務委託契約約款第28条の定めに基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料（以下「請負代金額等」という。）の変更の協議を請求することができることとしましたので、お知らせします。

つきましては、請求される受注者におかれましては、速やかに受発注者協議を行ってください。

なお、この措置による請負代金額等の変更については下記により算出するものとします。

記

1 変更後の請負代金額等

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k : 当初契約時点の落札率

日向市財政課 契約監理係

電話 0982-54-5761